

各分野の相談支援窓口

分野	事業所名（部署）	住所（四万十市）	連絡先
子ども・子育て	四万十市健康推進課 子育て世代包括支援センター	中村大橋通4丁目10 （市役所1F）	☎（34）8015
子ども・子育て	四万十市子育て支援課 子育てインフォメーション	中村大橋通4丁目10 （市役所1F）	☎（34）9007
子ども・子育て	四万十市福祉事務所 家庭児童相談室	中村大橋通4丁目10 （市役所1F）	☎（35）5255
子ども・子育て	四万十市地域子育て支援センター なかむら”ぼっぼ”	右山元町1丁目2-10	☎（35）3748
子ども・子育て	四万十市地域子育て支援センター にしとさ”ぴよっこ”	西土佐用井1110-3 （川崎保育所内）	☎（52）1277
高齢・介護	四万十市高齢者支援課 地域包括支援センター	中村大橋通4丁目10 （市役所1F）	☎（34）0170
高齢・介護	四万十市西土佐総合支所 地域包括支援センター	西土佐用井1110-28 （西土佐保健センター内）	☎（52）1000
障害	四万十市福祉事務所 社会福祉係	中村大橋通4丁目10 （市役所1F）	☎（34）1120
障害	基幹相談支援センターゆくり	駅前町10番23号	☎（57）0012
障害	四万十市社会福祉協議会 障害者支援センター	中村東町2丁目4番13号	☎（34）3641
生活困窮	四万十市福祉事務所 生活福祉係	中村大橋通4丁目10 （市役所1F）	☎（34）1781
生活困窮	生活相談窓口しるべ	具同田黒1丁目10番5号	☎（34）8100
総合相談	四万十市社会福祉協議会（本所）	右山五月町8-3 （社会福祉センター内）	☎（35）3011
総合相談	四万十市社会福祉協議会（支所）	西土佐用井1110-31 （総合福祉センター内）	☎（31）6111

MEMO

第4期四万十市地域福祉計画

発行年月 令和7年3月
 発行・編集 四万十市・四万十市社会福祉協議会
 問い合わせ 四万十市福祉事務所
 〒787-8501四万十市中村大橋通4丁目10
 TEL 0880-34-1120
 FAX 0880-34-1880

令和7年3月

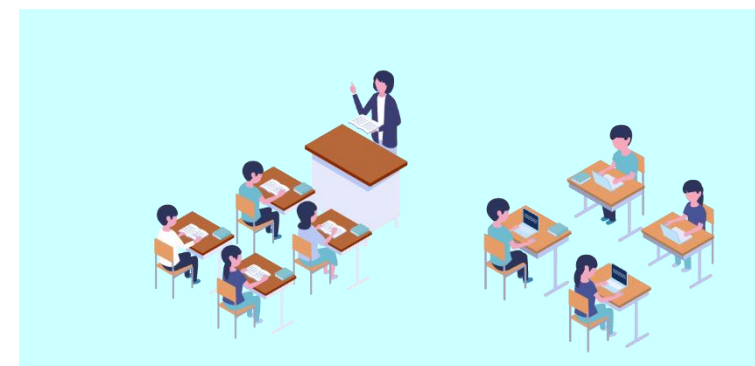
四万十市
 社会福祉協議会

第4期 令和7年度～令和11年度 四万十市地域福祉計画

shimanto city community welfare plan

概要版

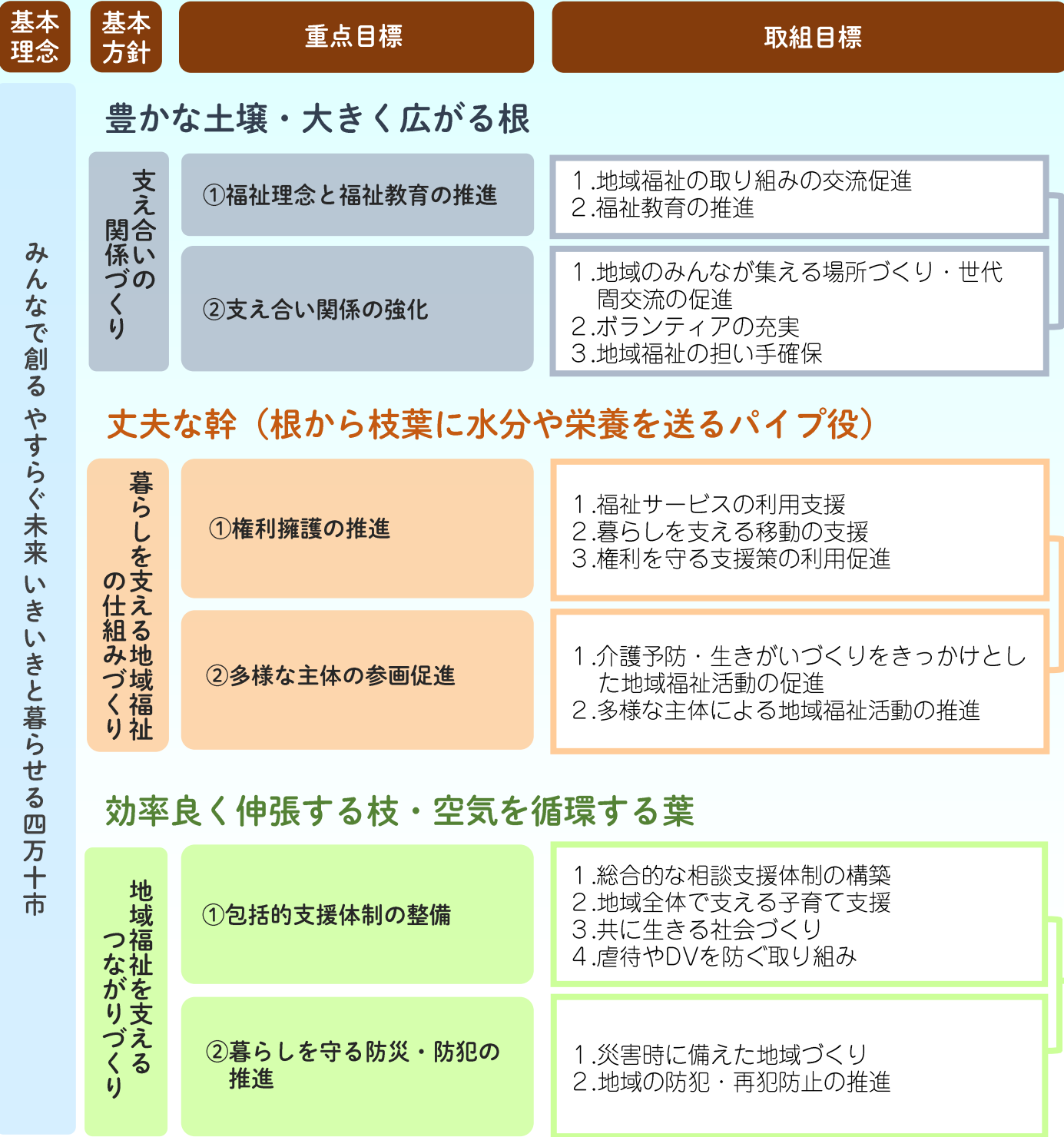
みんなで創るやすらぐ未来
 いきいきと暮らせる四万十市



地域福祉計画とは

地域福祉を推進していくために、住み慣れた地域において、高齢者、障害、こどもなどの分野ごとの「縦割り」ではなく、行政や保健、福祉等の関係機関と住民が一体となって支え合うことができる地域の仕組みづくりに取り組むための計画です。本計画に包含する計画として、「成年後見制度利用促進基本計画」「再犯防止推進計画」「重層的支援体制整備事業実施計画」を位置づけ、必要な事項を定めるものとします。

第4期地域福祉計画の体系図



基本理念 みんなで創る やすらぐ未来 いきいきと暮らせる四万十市



基本方針3 地域福祉を支えるつながりづくり

暮らしを守る防災・防犯の推進

- 災害時要支援者台帳をもとに、災害リスクの高い避難行動要支援者を把握し、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉専門職と連携し、個別避難行動計画の作成を進めます。
- 地域防災力を高める防災学習をはじめ、災害ボランティアセンターの速やかな設置・運営に向けた訓練を実施します。
- 防犯灯や防犯カメラ（子ども見守りカメラ）設置により、地域環境の整備を進めるとともに、関係機関・団体と連携して、不審者情報の収集や注意喚起の他、高齢者等を狙った詐欺被害に遭わないための啓発活動を行うことにより、犯罪は非行を未然に防止する取り組みを進めます。
- 犯罪や非行をした人の再犯を防止するための相談支援体制の整備を行い、相談支援を通じてそれぞれの課題を把握し、必要に応じて就労支援や福祉サービスへつなげる支援を行います。

防災の3助



自助とは

災害時に自分の命は自分で守るという考えです。自分の命を守らなければ家族や地域の安全を守ることができませんので、防災の知識を身につけ、防災グッズや非常食等、災害発生に備えてしっかりと準備しておくことが大切です。

※防災の3助は、単体ではなく3つがバランスよく有機的に連携することが重要です。

共助とは

近隣住民や被災者が互いに助け合うことです。

公助とは

行政による公的なサービスを受けることです。

多様な主体の参画促進

- 推進会議等、地域福祉に関わる多様な主体の連携体制を構築し、地域生活課題の解決に向けた取り組みを推進します。
- 座談会において、地域課題を我が事として捉え、地域の主体的な活動につなげていきます。
- 高知型福祉の拠点である「あったかふれあいセンター」の柔軟な機能を活用し、支援ニーズに対応します。



基本方針2 暮らしを支える地域福祉の仕組みづくり

暮らしを支える地域福祉の仕組みづくり

多様な主体



基本方針1 支え合いの関係づくり

支え合いの関係づくり

支え合い関係の強化

- 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行い、社会的孤立の発生・深刻化の防止を目指します。
- ボランティアに関する情報発信や研修の充実を図り、地域住民がボランティア活動に参加できる機会を創出します。
- ボランティア活動を通じて、地域課題に目を向け、地域全体で解決に取り組めるよう推進します。



包括的な支援体制の整備

- 既存の相談支援体制を活用し、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、迅速かつ適切な支援に努めます。
- 各分野の支援体制を基盤に円滑な連絡・調整のルール化と連携意識を醸成します。
- 家庭・学校・地域・行政が連携しながら教育環境の整備・充実に努めるとともに、子どもが等しく健やかに育つための支援を推進します。
- 児童・高齢者・障害者への虐待やDVに関して、早期発見や防止につなげるための啓発と相談窓口の周知を行います。

重層的支援体制整備事業実施計画の概要

包括的相談支援事業

世帯まるごと相談を受け止め、受け止めた相談のうち複合的な課題を有するケースの場合、課題を整理したうえで関係機関につなぎ、連携して支援する。

多機関協働事業

課題が複雑化・複合化した相談に対し、支援関係機関の役割や関係性を調整する。多機関協働のツールとして重層的支援会議・支援会議が位置づけられる。



重層的支援会議 # 支援会議

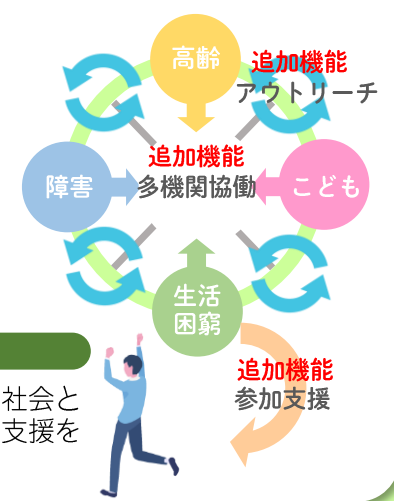
- プランの適正性の協議 支援方針の共有
 - 各支援関係機関の役割分担等
- 支援会議（社会福祉法第106条の6）は、会議の構成員に対する守秘義務が課せられる

アウトリーチ等事業

自ら助けを求められない長期にわたりひきこもり状態にある方等のニーズをキャッチし、伴走的に支援。

参加支援事業

地域の社会資源を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。



権利擁護の推進

- 市民が効果的・効率的に福祉サービスに関する情報を入手できるよう、様々な媒体を活用して情報発信を行います。
- 成年後見制度の知識や理解の普及・啓発活動を行います。
- 地域における人権侵害・差別等の問題を的確に把握し、適切なタイミングで支援が行えるよう支援体制や関係機関との連携強化に取り組めます。
- 移動支援に関わるニーズ調査を行い、必要な支援を関係機関と健闘します。



福祉理念と福祉教育の推進

- 市民が地域課題に関心を持ち、その解決に取り組む意識を醸成するため、地域の福祉ニーズに応じた学びの場づくりを進めます。
- 福祉教育を通して、子どもの頃から福祉の心を育てていきます。
- 事前、事後学習の機会を設け、福祉の実践力を身につけていきます。
- さまざまな媒体を活用し、福祉に関する研修・講座や地域活動に関する情報発信を進めます。



詳しい内容（本編）はこちら

